

## 第17回鎌倉市児童福祉審議会会議録

平成14年7月7日(日)13時00分～16時00分

- 委員長 それでは、第17回の鎌倉市児童福祉審議会を開催いたします。  
後で確認をいたしますが、もう1回、これは力勝負も含めて作業を中心にした審議会をやって、今、鎌倉市長とのすり合わせをしておりますが、最後、市長への報告を含めた会議ということで、本当に大詰めにきております。今日は、保育環境の充実ということについて主として議論をいただき、それから、この前の月曜日に 委員にもご協力をいただきまして、審議会報告書のたたき台をつくりましたので、これについてご議論をいただくということで進めていきたいと思っております。
- それでは、恒例ですが事務局の方に出席委員等についての確認をしていただきます。
- 事務局 委員については全員出席です。監事につきましては、学務課長が所用で欠席しています。なお、青少年課長の代理で係長が出席しています。以上、報告します。
- 委員 1点、その件でよろしいですか。  
私は大事なことだと思いますので、幹事の方の青少年課長さんなのですが、実は昨日の早朝配達されたのかもしれないかもしれませんが、資料をいただいたのですけれども、子どもの家の方が多分きょう来てお話しただけのではないかと思うのですが、子どもの家と青少年課に関するところが、この間3回ほど審議されていて、ましてや今日囑託になられるのでしょうか、子どもの家の方が来て話をするとというときに、幹事の青少年課長がやはりいないというのは、私は疑問なのです。次回26日予定されていますよね。これ平日ですよ。多分、青少年課長さんは、体が悪いと言われてはいますが、平日は9時から5時まで勤務されているのではないかと思いますけれども、もしそうでないとするならば話は別だろうけれども、本当は今日きちっと出て、そういう姿勢を見せていただきたいと思っております。
- 委員長 1つ、私の方での確認なのですが、文書をいただいておりますけれども、直接お話を聞きするのではなくて、この文書を寄せていただきましたのでこれで少し皆さんに理解をしていただくと同時に、青少年課の方からフォローの情報をいただければと思っておりましたので、直接ここでご発言というのは求める予定はないのですが、それとは別に、多少出席については何か事務局からありますか。
- 事務局 青少年課長は病気のために療養してしまっていて、欠席して、そのまま引き続き途中で代理出席をしていました係長が引き続き出席をしているわけですが、 委員の要請につきましては、また別途青少年課の方と調整をしていきたいと思っております。

- 委員 すみません。現在は、このようなことを聞くのはどうかと思うのですが、しかし、9時から5時の通常の勤務は可能なのですか。
- 事務局 役所は8時半から5時までなのですが、勤務していると思います。
- 委員 そうですか。ということは26日はこちらにご参加願えるということですね。もちろん、時間外につきましては、病気があるということであるならば、それはごもっともだろうと思いますけれども、この間、審議会で青少年課に関して主要な議題として3回も論議されているわけですね。やはり、私はきちっと出て、市としての姿勢をきちっと見せるべきではないかなと思うのです。私も一般の企業におりましたので、例えば一般の企業ですと5時を過ぎましたらば、少なくとも企業で、私がいた会社はタイムカードを押させに行かされます。それから、サービス残業という名の残業が始まるのですよ。それが当たり前です。それが今の普通の企業の実態ですよ。そして、例えば、私、今現在教員をしておりますが、必要とあれば当然ですが夜中でも仕事をする、夜中でも出張をする、家庭訪問をする、それはやはり職務としてやらなければならないことだと思うのです。それについて、私の学校でも労働組合は当然であると労働組合ですら言っていますよ。やはり全体の奉仕者として、大事な場面には出る、きちっと顔を出すということは、私は必要なことではないかと思うのです。そしてこの間、先ほども言いましたように、大事なことですよ、子どもの家について。施策を幾つか随分立派な資料を出されてきているし、ましてや現場の方がいないということで資料もきょう出されるということで、やっぱり生の声をちゃんと聞きにくる姿勢そのものが私は問われているのではないのかなと思うのです。
- 幹事 次回の26日の件ですけれども、ほかに会議等が入ってなければ出席はできるのではないかと思いますので、明日、課長の方と調整したいと思います。
- 委員長 今までの3回分については係長の方から課長に伝えていただいて、課全体の認識、それから鎌倉市全体の認識にはしていただいていると思いますので、都合がつくようであれば、もう残された機会も少ないので、ぜひご参加をいただくということでお願いをしたいと思います。
- 事務局 それでは、事務局から資料の確認をお願いします。
- 事務局 それでは、第17回審議会の配付資料の確認をします。  
第16回の児童福祉審議会の会議録をお配りしています。それから、報告書案の第1次案、公立保育園民営化のフローチャートと八千代市の事例を今回出しています。青少年育成指導員からの提供資料とそれにかかる写真がついています。21世紀に向けて児童館・学童保育プレビューの抜粋の写しをお配りしています。
- 委員長 それでは、議事に入っていきますが、ずっと子どもの家の議論をしてきましたけれども、この議論につきましては、後で報告書の第1次案を見ていただきながら、

そこで継続的な議論をしていくこととしまして、3番目の公立保育園の民営化フォローチャート、八千代市の事例を出していただいておりますので、これを説明していただいて、それから、ここ3回ばかりは諮問事項の2を中心にしてやってきまして、今まで出てきた保育園にかかわる部分の議論が、実は第17回のかなりの部分でそこをしてきているのですけれども、具体案について議論ができておりませんので、そこを先にやって、そこから報告書の第1次案を確認しながら、子ども会館、子どもの家の議論を継続していきたいと思います。今、委員の方から、「かまくらママ'Sカレッジ報告集」というのを回していただきました。それでは、資料では3番目になりますね。公立保育園の民営化フォローチャートを説明していただき、それから、この間いただいていた資料を含めて質疑を進めていきたいと思います。では、資料の説明をお願いします。

事務局 それでは、今回お配りしました公立保育園の民営化フォローチャート、平成12年6月1日現在の八千代市の事例で説明いたします。この八千代市の事例については、移行の期間について基本的な考え方、八千代市ではこのような事例がありませんということをご参考にさせていただきました。移行の動向、期間については、今まで1園を3年かけて募集停止を行いなながらということで説明してきたところを、第15回の審議会のときに、移行時に新たな待機者を生まない配慮を行うために、他市の事例を参考にしながら十分な引き継ぎ期間を制定しますと内容変更しました。その中でどのくらいの期間を設定しているのか、また、他市はどのようなことを考えているのかというご質問がありましたので、その中の1つの事例として、今回、八千代市の事例を紹介させていただきました。

この表を見ていただくと、八千代市の場合は、平成10年度に公立保育園の民営化方針が示されています。それ以降、平成11年度に検討委員会を設置して、その中で審議し、提言書を提出しています。同じ平成11年度に公立保育園の移管に係る受託法人の選考委員会を設置して、その中で移管条件の策定ですとか、受託法人の選考基準の策定、募集要綱の策定を行っています。その翌年、平成12年度に受託法人の選考委員会を開催して、議会への上程、財産移行の検討協議を踏まえて、移管保育園の職員・父母への説明会、受託法人の公募の作業を行っています。受託法人を公募後、審査を行って決定した後に平成13年1月、公立保育園の移管手続、引き継ぎ期間に入っています。八千代市においては、1月から3月末までの3カ月が移行期間になっていると思います。

鎌倉市においては、審議会の報告書を受けた後に、このようなフォローチャートをつくるようになってくるかと思いますが、保育園の選定ですとか、受託法人の選考については、当然このように行わなければいけないと考えていますし、さらに既存の保育園の改築ですとか建てかえの場面が出てくれば、この中で国とか県との協議も含めて、もう少し時間がかかるのではないかと考えています。

以上、簡単にご説明しました。

委員長 仮に公立保育園を民営化する場合ということで、千葉県八千代市の事例をお話をしていただきました。別にこのとおりやるということではなくて、こういうふうを考えていいですか。おおよそ各市でやる場合には、このあたりが標準であろうというのが1点と、鎌倉市でも幾つか参考にすべき手順がこの中に含まれていると、そういうふうを考えて、一応八千代市の事例を出していただいたと理解をしてよろしいのですか。

事務局 ここまで具体的にフローチャートの形で示されている市というのは、まだ私ども具体的な移管の手続まで踏み込んで調査していませんので、余りないというのが1つにはあります。たまたま千葉県八千代市については、こういうものを提供していただいていたので、項目的にも参考になる部分が多々ありますので、今回は参考のために一例としてお示しました。このとおり鎌倉市は考えているということでは当然ありません。

委員長 ありがとうございます。

それでは、今までいろいろ資料が出ました。基本になる資料は資料10-3、この間の15-2でその追加修正が出て、議論が始まって、きょうはあくまでも一例ということで八千代市の例が出ましたので、質疑というよりは、ここは実質的な議論を始めてもいいくらい幾つかの共通認識もできているかと思しますので、ご自由に発言をいただきたいと思います。

委員 フローチャートが出ていますが、先日ご質問しました移行に当たっての引き継ぎの項目は出ないのですか。鎌倉市が考えている引き継ぎの項目。

事務局 委員がおっしゃったのは、このフローチャートでいうならば平成12年度1月から3月にかけての移管手続の部分であろうかと思えます。

委員 いや、それだけではございません。私が質問していたのはそれだけではございません。それは委員長が言ったことです。具体的な項目で挙げてくださいということを申し上げています。

委員長 例えばどんなものですか。

委員 それは私の考えることではございませんけれども、例えば広いところでいけば、今、事務局が言われたところは、恐らくここで言うと1月から4月までのところですね。多分、これは恐らく委員長が言われたところの具体的な子どもの引き継ぎとか、保育内容に関する引き継ぎとか、具体的なこまごまな職員が日常の中で引き継がなければいけない項目がありますよね。恐らくそういうことを言われたのだらうと思うのです。そのことと同時に、もう1つ例えば、この中に触れられている項目でいけばこういう問題がありますよね。前回、私質問しましたが、建物等譲渡契約書及び土地使用貸借契約書案の策定とありますね。これ非常に重要なものだと思いますけれども、こういうものはやはりきちっとしなければ、前

回論議になったような問題がクリアできていかないのではないですか。

事務局 その辺の具体的な事務の手續というのは、今後、当然民営化という方向が決まれば詰めていく必要があると思っておりますが、今の段階ではそういった細かいところまでの詰めはできていません。

委員長 先ほど 委員がおっしゃっていたように、とりあえずその前に移管の仕方ですべて法人の方にお渡しするのか、土地等あるいは建物を市のものとして運営だけ民間に渡すのかというところの議論も詰めなければいけないでしょうし、それから、  
さんがおっしゃったように、建てかえということもそれにかかわる。ただ、それも建てかえたところを民営化するということも決めてないし、どこも決めていない。むしろ 委員が心配をされている点で言うと、どれだけ公開性あるいは公平性を持ってこういう作業が進められるのだろうか。いわゆる密室の中で、事前に受ける法人が決まっていますというようなことが1点と、それから、逆にそういうことではなくて、受けた法人が、気がついてみたら何か非常に財政的な負担せざるを得ないようなことがないようにしなければいけないと。そういうご懸念というのは非常にもっともなことだと思いますので、ここで例えば委員会の設置ということが挙げられていますけれども、鎌倉市として例えばこういう委員会そのものを設置する予定が今あるのかどうか。それから、その場合の委員会の構成メンバー、具体名が決まらないうちに、どのような人を考えているのか、それから、応募してきた法人との詰めの作業のどこの部分をどの程度オープンにしようとしているのか。その辺ちょっとお答えいただけますか。

事務局 移行の手續としましては、資料10-3を以前お配りしていただきまして、第15回にもまた同じように手直しする部分がありましたのでお示ししたかと思っておりますが、その中で移行の手法というのがありまして、移行先というのは社会福祉法人であろうということが1点。

その次に、その選考をどうするかというところで、選考は応募の方法による。対象法人は、市内の保育所を運営する社会福祉法人を予定していますが、ただし、市内の認可外の保育所の認可化を進めることをあわせて考慮します。

それから、応募がない場合等、市内法人の中から選考できないときは、市外も対象にします。そのときは改めて公募します。それらの選考に当たっては、選考委員会というものを、名称は別として、そういうものを設置します。それは別途要綱、これは市長の決裁をとることになると思いますが、そのメンバー等については今後詰めていく必要があると考えています。

委員 例えば、八千代市の参考例を今日出していただきましたけれども、今までの先行例で、鎌倉市がいうところの選考委員会、どのような人たちが入っているという情報は持ってらっしゃいますか。

事務局 八千代市の事例で言いますと、選考委員会の中の委員構成については、学識経験

者、あと関係する行政機関の職にある者、市民の代表と市職員の9名ぐらいで構成されています。

委員長 では、議論としては、そもそも民営化するかどうかという大前提の議論もありますけれども、仮に民営化するときに、例えばこういう委員会を設けるべきだ、それはいいと思うのですけれども、そのときにこんな配慮をすべきだというような意見はここでいただいております、場合によって報告書に反映できるかもしれない。

委員 公開性というのは、今私が発言した中では全然考えておりませんでした。今まで鎌倉市はこの審議会も公開でやられてきたように、それも私は信頼をしているのです。ですから、全然そういうことについては、私は鎌倉市に関しては心配をしていません。ただ、問題になるのは、この間審議されてきた中で、こういう問題があったと思うのです。引き継ぎをしていくに当たっては、鎌倉市独自の引き継ぎ方をしていくということで、ずっと市の側がお話をされてきました。その独自のというのは、鎌倉市の公立保育園で行っている保育をそのまま民間の保育園でもやっていただくということを言っていたと思うのです。それについて経営者の委員から、非常に難しい、あるいはいろいろ点で問題点があったと思うのです。そういう議論があったと思います。私はそれはそれでもっともだろうと思います。ですから、そういうところについてやはり検討しないといけないではないですか。子どもを引き継ぐに当たって、そして現在、公立保育園で行っている保育サービス、あるいは保育の内容を仮に民間の保育園が引き継いだとするときには、どういう問題点があって、どういう項目があって、それを引き継ぐためにはどれくらいの期間が最低必要だということになれば、1カ月、3カ月といいましても、先に1カ月、3カ月ではなくて、やはり具体的な中身を検討していかないと、八千代市の事例とは大幅に違うのではないですか。私はそう思いますけれども。

委員 どうも話が民営化したらどうなるのかという方へどんどんいってしまって、この審議会として民営化を進めるべきかどうかということは、恐らくその周辺は随分議論しましたが、直接は議論をしていないのだと思います。もうそういう時期ではないので、きっぱりその辺に踏み込んですべきだろうと思っているのですが、それが結局最終的にまとまらないにしても何らかの意見表明はしておく必要があると思っています。

それで伺いたいのですが、民営化といったときに、鎌倉市の場合は社会福祉法人に移管等するとか、運営をするとか、全体として移行するとかは別にして、ということが1回説明されていますが、別の方法として、民間の企業、幾つかそういう企業がありますから、そういうところに移管するという事例も聞いています。それで企業に移管した場合によく出てくる心配、これは私もそうなんです、企業は儲けることが大事ですので、利潤をたくさん得るために保育サービスをどんどん悪くして、保育士の作業のためにやることがあると考えられるとか、そうい

うことはないだろうか。あるいは、儲からないと思ったら、とっとと放り出して撤退してしまうとか。それは一般企業では許されていますけれども、そういうことがあっては困る。そういういろいろな心配があるわけですが、例えば、市で示されているような社会福祉法人に移管した場合、そういうことについては何か一般企業と違って枠があって制限されているのか、そういうことについて心配が要らないのかということをお教えいただくと、民営化というもののイメージがつかめて、それならいいとか、だめだという材料になると思うので、ぜひ教えていただきたいと思います。

委員 ちょっと情報提供の域を出ないのですけども、今、川崎で公立を民間に委託するので公募しているのです。私どもの団体にも説明に来ました。これは、横浜、川崎、すべての県域だけでなく、東京都内からも申し込みがあるのですけども、橋本なんですけども、公立保育園の近隣の土地にプレハブの仮設園舎を建てて子どもをそこに移す。今ある公立の保育園を解体して更地にして、社会福祉法人に委託をする。社会福祉法人は、国と県と市の補助金と法人が借り入れたお金で自分の気に入った保育園を建てる。公立の職員は、全部他の公立の施設あるいはどこかに吸収すると。すべて人間と保育の中身については、社会福祉法人のやりたいようにおやりくださいと。こういう話があって、委員構成は、今、鎌倉で考えているのと似たり寄ったりですけども、一番問題になったのは、公立の職員をそのまま継続して雇用するのか、公立の保育の内容、中身を民間に引き継がせるのかという問題で、役所としては、公立と民間の保育内容の有意性をどう考えるのかというのが大きな議論のもとであった。

結果的には、民間の人たちというのは、公立より保育内容はすぐれていると思っているから、今の保育がやれる原動力になっているわけですし、それを悪い言い方をすると、川崎で出た話だと、小じゅうとがそこに居座るとか、あるいはそこが見張り役のようになって、公立の保育の中身を継続するのか。それでは公立の保育が本当に民間よりもすぐれていたのかどうか、これが大きな議論になった。結果的には、どちらがいいとも言えないと。ただ、手を挙げて新しい施設をつくらうとする民間はそれなりの意欲があるんだらうから任せるべきだらうという結論になったというわけでございます。

委員長 委員のご発言と 委員のご発言の中で重要な点が出ていまして、委員のご発言の中で、1つ確認したいのは、鎌倉市はあくまでも社会福祉法人に民間委託するという事で、企業は考えていないと僕は理解しているのですけども、それでいいかどうか。その場合に、社会福祉法人というものの社会的な縛り、勝手に事業を撤退することができないというようなことがあるのかどうか、これが1点。

委員のお話の中からは、委員の発言にもかかわっていると思うのですけ

れども、やはり民間でもし受けていただく場合に、独自性を発揮するというのをきちっと鎌倉市は保証してくれるのでしょうかということと、それから、もし民間に移管した場合に、当然公立保育園にお勤めだった職員に鎌倉市としてどう対応すると考えているのかということが出たと思うのですけれども、その辺、事務局の方からお考えを披露してもらえますか。

事務局 まず、民間への移行というのは事務局の案では今のところ考えていません。

委員長 民間ではなくて企業。

事務局 民間でも社会福祉法人への移行ということで考えていますので、昨今、確かに事例はございますが、企業への移行は現在のところ考えていません。市内で手を挙げるところがなければ市外に枠を広げる方針です。

移行に際して、保育水準が下がるのではないかという危惧については、私ども引き継ぎの中できちりとやっていきたいということで、これまでの資料の中でも保育内容の引き継ぎは十分に行うと申し上げています。民間への移行についての不安は当然ありますので、どちらがすぐれているかという点はいろいろご意見はあるかと思うのですが、移行前の公立保育所が実施していた保育の内容を十分に引き継いでいただいて、その水準を下げることはないようにやっていきたいと考えています。

それから、途中で放り出すことはないのかというご質問があったと思うのですが、社会福祉法人につきましては社会福祉法の縛りがありまして、社会福祉法の中で経営の原則がうたわれています。読み上げてみますと第24条では、「社会福祉法人は社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。」次の25条の要件として、「社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない。」となっています。

社会福祉法人は都道府県知事が所轄、監督することになっていますので、一定の担保がとられているものと認識しています。

委員長 民営化した場合の職員は。

事務局 保育士につきましては、民間へ移行した園にそのまま公立の保育士が行くことは全く考えていませんで、民間に移行することによって、余った人材を拠点園である保育所で地域の子育て支援に当て、そのほか特別保育のメニューにも当たってもらいたいと考えています。

委員長 どうぞ、ご意見を。

委員 今、事務局から出た点で2つほどですけれども、1つは、24条、25条言われましたけれども、答えになってないと私は思うのです。撤退できないということではないと思うのです。社会福祉法人そのものが経営的にやっていけないという

場合には、撤退ということはあるのではないですか。例えば、これは経営的にやっていけないという事例ではなかったと思いますが、保育園ではなくて、たしか埼玉で数年前にありましたよね。社会福祉法人が不祥事を起こして、それが原因で施設を閉鎖したケースがありましたよね。そういうケースもあるわけでしょうというのが1点。

それから、保育士さんの労働に関してのところでは、以前、言われていたことと違うことを言っているの、以前はこう言われていました。仮に民営化をした場合に、公立の保育士は一定期間はその民営化された施設で働くんだと。一緒に働くんだと、そういう形で引き継ぎをしていくと言われていたと思いますが、いつ変わったのでしょうか。

事務局 まず1点目の社会福祉法人であっても経営とん挫した事例があるではないかというお話ですが、そういった事例がないとは言いませんが、これまで鎌倉市の社会福祉法人で経営されている園は6園ございまして、長年、保育の実施について協力いただいているわけです。そういった実績もありますので、そういった意味でも市内の法人から手を挙げていただきたいと考えています。

それからもう1つ、保育士の件なのですが、これは事務引き継ぎの手法として、保育の内容の円滑な移行という意味で、事前に一緒にやるという方法をとられている園が他市でありますので、場合によっては移行後も一緒にやるという方法も考えられるという1つの選択肢として申し上げたことはありますが、まだ、移管先の保育園で公立の保育士が保育をみると決定しているわけではありません。

委員 先ほど全く考えていないと言われていたのですけれども、八千代市の例で言うと、例えば1月から3月の間は一緒に働くと。ただし、経営が完全に民間に移った場合には、そこから以降は民間の方にきちっと任せるという理解でよろしいのですか。

委員長 余りこれで時間をとるのはと思いますので、前は3年間かけて移行するということをおっしゃっていて、そのときには移行期間は一緒にやってくださいという話だったですね。恐らくそうだとすると、今度3年かけて移行ということはなくなりましたので、今の話というのは当然、そこでなくなると理解しておりましたが、委員いかがでしょうか。

委員 そういうこともある。1点目は僕の方で補足しますと、埼玉だとか、東京でも千葉でもありましたね。あれはむしろ社会福祉法人に対する公的な関与が強いという形のあらわれで、あれは不祥事を起こして行政側が法人の解散命令を出せるという規程になっていますので、むしろいい加減なことはさせないという公的な規制がかかって、それが機能した事例として埼玉、千葉で解散命令が出ていまして、その前の方では、きちっと監査が入って、不適切な部分があると、これは改善をなささいということもやっていきますので、むしろこの間、死亡事件が民間のべ

ビーホテルで続いたときは、うちは企業だから行政にとやかく言われる筋合いはないということで、公的な監査の立ち入りを拒否した事例があって、この間も児童福祉法が改正になっているのですけれども、法人の場合にはそういう形で公的な関与が強い。委員のおっしゃった経営をやめたというのは、もちろん公的な関与があって解散をした事例だと理解をしていいと思います。

委員 その監査は、市ではなくて県ではないのですか。

委員長 法人の管轄は都道府県です。県でやります。ただ、これは当該地の市の意見も十分聞いての解散命令だから、そんなにはできないです。

幹事 事務局から社会福祉法人と民間企業の性格の違いはお話させていただきましたが、社会福祉法人で特別養護老人ホームあるいは保育園、全て社会福祉法人の場合ですと、法人が施設の運営についてみずから撤退する場合と、委員長がお話したように、社会福祉法人の許認可権が鎌倉の場合、神奈川県が持っていますので、県の指導で解散命令をする、この2通りがあると思うのですが、その場合に利用されている方、あるいは施設の財産等がどうなるかということ、民間の企業とは違って、これは委員にまた補足していただきたいと思いますが、私の理解では国庫に帰属してしまう。法人に分配をしていかないで財産は国庫に帰属して、例えば県が解散命令をした場合には、次の法人を探して利用者の保護を図ることになっていると私どもは理解しています。

委員 幹事のおっしゃるとおりで、社会福祉法人の経営管理には、解散権というのがあります。法人を解散するためには、理事会の承認事項なのですね。理事会の承認をした議事録を市を経由して県に上げて、県が認めれば法人は解散できると。ただし、おっしゃるとおり財産はすべて国庫に帰属することになっています。もう1つの方は、解散命令が出たときで、これも理事会にかけてそれを受けるかどうかということをして、それは受けざるを得ないことですから、それで法人を解散する。それからもう1つは、問題が起きた施設については、認可の取り消しがあるということです。いずれにしても、やめた場合には、今法人を経営している理事長は、やめたらその財産を買い取らせてくれないかという話がありますが、補助金があってできた建物だということで、大蔵省は全部国庫に帰属すると言っておまして、これは当分変わる気配はございません。

委員長 ということで、委員が今おっしゃったところ言えば、いわば営業の自由だけで、事業費・財産等は社会的な介入を排除するわけには、社会福祉法人はいかないという理解でいいと思います。

委員 そうすると、先ほどのような事例の場合、社会福祉法人が撤退をするとか、あるいは解散命令が出るといった場合に、今までずっと鎌倉市独自のやり方をしているということをかなり強調されていましたが、市の関与は制度的にはないということですよ。もちろん、県が管轄をしているからご相談はされるものと思いま

すが、市の関与はないということですよ、制度的に。

事務局 社会福祉法の中では、先ほど申し上げましたが、社会福祉法人の所轄庁は都道府県知事とするということで30条の規定がありますので、当然、県が監督官庁として今言ったような、例えば法人の合併、解散というような強権発動ができるような規定になっています。

委員長 こと保育所に限っては、管轄は市でしょう。

事務局 はい。ただ、いろいろ運営費の支弁でありますとか、補助金の支出でありますとか、それは当然地元である鎌倉市を経由して行っていて、子どもの保育の実施に当たってお願いするときも、鎌倉市の私どもの課のケースワーカーが担当しているのが実態であります。

委員 それについてはもうこれぐらいで大体出尽くしていると思いますが、私、今までの審議会の中の説明で、ずっと市の職員も入って引き継ぎをしていく、それから今の解散に関する問題では、市が関与できないということですので、やはり少し私は不安になってまいりました。今まで、鎌倉市独自のやり方で、現在も公立保育園でやられているサービスも保持していくと言われていたのですが、話をしていくとちょっと不安な点が出てきているなと思います。その辺をやはりきちっと検討するということが、先ほど言っていた引き継ぎの問題の細かな項目をきちっと検討するということだろうと私は思うのです。

委員 委員がおっしゃるほど心配はない。鎌倉市に監督権がないというけれども、すべての書類は鎌倉市を経由しなければ県は受け取らない。ですから、その段階で、県に文書が出る前に鎌倉市が指導をきちっとすることになっておりますから、だから鎌倉市に知らせないで、直で行きますよということはありません。それから、幸せなことに、保育園というのは、今まで県の強い指導で法人を解散させられたり、剥奪をされたりということはありません。よその大きな老人その他の施設はよく新聞で出ておりますが、保育園は規模が小さいのが幸せなのか、子どもの輝く顔を見ていて悪いことをする人がいないのか、その辺はわかりませんが、今のところそういうのはほとんどないと。ですから、委員の杞憂であることを願っております。

委員長 委員から、もうそろそろ意見表明の時期にきているというご発言もあって、委員と委員と委員、何かご発言あればいただきたいのですけれども。

委員 県の管轄であって市が監督というか、ちゃんと面倒を見るという理解でよろしいんでしょうか。県立高校と鎌倉市の小学校とのそういう認識でいいのか、ちょっとそのところがこんがらがっているのですが、私が今申し上げたような理解でよろしいのでしょうか。

事務局 法律的な強権発動は法律根拠で実施しますので、これは鎌倉市がやるわけにはいきません。県が公式に解散命令を出すのであれば、神奈川県知事の名前で出すこ

とになります。では市は全然知らないのかということになりますと、そうはいきませんで、やはり県は必ず市を通します。今 委員からありましたが、そういう仕組みになっていて、我々はかやの外というわけではありません。実際にお子さんの保育をお願いする立場ですので、それはご理解いただきたいと思います。

委員 市の場合も4分の1の費用負担をしているのでしょうか。

事務局 保育園を運営するに当たっての費用負担についても、県に監督官庁の権限がありますが、鎌倉市の場合は法人にも費用負担をお願いしているところですが、国・県を初め市の単独補助も大きな部分を占めていますので、補助金の適正運営も兼ね合いながら見ているところです。

委員 委員の質問の小学校と県立高校と、そういうみたいな話ってありましたよね。これは、今ちょっと制度が変わりましたが、もともと措置と言われていたときに、措置権者といって子どもを入園させることを認める監督官庁の長が、保育園は市町村長、そのほかの養護施設とか障害とか老人とかの施設はすべて県知事でありました。それがつまり、県立高校と小学校との区分けによく似ているという、おわかりになると思います。今、その措置費という制度がなくなりまして、老人は保険制度に変わりました。障害もまた平成15年からできますけれども、保育は運営費ということですが、いずれにしても市長が認めないと現在、好きな保育園を希望することはできませんが、そこに入れるよというのは、親の所得等を勘案してケースワーカーが市長の代理で決めるという制度は変わっておりません。

委員長 ほかの方々ご意見おありになる方いらっしゃいますか。

委員 特にないです。

委員 今回の措置制度についてちょっと教えていただきたいのですが、去年の4月だかことしの4月だか私もちょっとはっきりわからないのですが、児童福祉法が改正をされて、措置制度がなくなりましたよね。そこまでは私も存じ上げているのですが、全国一様にはなっていないようですが、鎌倉市は違うようですが、一応自由選択で保育園を選べるようになってますよね。その辺については鎌倉市は独自の仕方をしていて、今後もしっていく方向でいるのですか。それとも、そのままの方向で、自由選択で保護者に選んでいただくということで、外れてしまった子は行政としては措置をしないというふうな、今、国が言っているような方向でのやり方をしていこうと考えているのか。

委員長 法全体の改正趣旨はどちらかがしますが、鎌倉市の考え方は発言として、児童福祉法が改正をされましたけれども、市町村へ保育の実施の義務というのは残っています。そのために、実際にどういう義務を果たしているかということ、運営費の補助を1つやっています。

それから、いわゆる保育環境の整備ということで、例えば保育園が足りなければ

つくっていくというような形で残っています。それが1つ。

それから、今 委員がおっしゃったように、保育に欠けるという認定は相変わらず市町村がやっています。その上で、法の趣旨としては、そういう保育に欠けるという認定を受けた場合には、その後、保育所の選択については、保護者が選択をするというふうに、法上の趣旨はなっています。ただ、これは鎌倉市に限らず都市部はのべてそうなのですけれども、とはいえ、まだ保育所の数が足りない。それから、保育所の数はあってもいわゆる待機児童、ゼロ、1、2のところでもミスマッチがあって入れない子どもたちがかなりいるので、ここは例えばAという保育園がいいといっても、そこが定員オーバーをした場合には、これも法上は、公正な方法で自治体が、だれが利用をするか決めるという規定が書かれています。したがって、今、弾力化で定員の25%オーバーまではその保育園で受けられるようになってきたので、そういう意味で選択の幅は広げようという努力はされていますけれども、それでも定員をあふれた場合には、どうしても公正な方法で行政が一定の基準でもって、だれがそこに通うかというのを決めていかざるを得ないというのが状況で、その先は鎌倉です。説明をお願いします。

事務局 保育所の入所の自由選択がこれからもできるかということについて、鎌倉市については、公立・私立の保育園も含めて25%の枠で待機児童対策を行って入所できるように努力していますが、施設の全体枠がありますので、待機児童が若干発生している状況にあります。親御さんに、自由選択として鎌倉市の何園か希望の保育園を挙げてもらった中で、なるべく希望に沿うように調整しているところですが、年度途中についてはなかなかご期待に沿えないところも出ている現状です。また、鎌倉市においては、広域な保育所入所の手続の受付もしていますので、職場の近くの保育園に入りたいという方についても、鎌倉市を通じてほかの市町村に対してアプローチをしているところです。

委員 委員長はちょっと中座をいたしましたけれども、 委員、補足の質問は。  
委員 私は今の点で心配していますのは、児童福祉法が改正されて、措置義務が行政の側なくなりましたから、ただ、現実にそれが、私はよく知りませんが、全国的にそういうふうにそのままストレートに行われているということは、私も知ってはいないのですよ。鎌倉市の場合はどうも違うようで、ただ、私が一番心配しているのは、今後それが国の方でなくなった場合には、市としてはどうされるおつもりなのかということをお委員長ではなくて、どうも委員長に質問しているみたいなのですけれども、きょうの審議というのは、委員長ではなくて、市の方からお伺いしたい。

事務局 国の制度の改正という大きな改正があれば、その都度検討していく必要は当然あると思いますが、現在、入所についてはある程度選択性を持った中で、入所を希望するに当たっては、ご自宅の近くにあるとか、お勤め先の近くにあるとか、そ

れなりの理由を聞いた上で窓口で対応しているという実態があります。ですから、保護者の意見を十分に勘案し、話を聞かせていただいた中で、対応できる園は対応するという姿勢については今後も変わらないと思っています。

委員 よろしいですか。

委員 ということは、国の制度が変更になった場合には、その場でもって考えるということですね。

事務局 そうです。

委員 今の点ですが、現在のことを考えると、社会福祉法人の保育園である限り、今は公立も選択性ですよ。民間保育園も選択性ですので、これが民間になっても公立になっても同じ問題が生じてくるわけですよ。それで、現在のところ、多分これはこれからも変わらないと思いますが、保育料なんかも、今、民間園と公立園は同じですね。同じ収入区分に従って同じようにやっていますし、したがって、私の理解する限りでは、親の金銭的な負担、細かいところは違うかもしれませんが、保育料に関しては同じ。それから、措置があるかないかということですね。公立の保育園だと措置があるけれども民間にはないということでは全然ないし、それについても今のところ鎌倉市では同じと考えているのですが、それが変わったとか、法律が変わったらどうかということについては、どう変わるかもわかりませんので、現在のところは恐らく今の委員の疑問というのは、民間でやっても公立でやっても同じということだろうと思うのです。

委員 ちょっとお伺いしたいのですが、保育所に措置義務がなくなったというのは、1つは今までのいわゆる競争がなくて補助金の中で運営してきた中で、保育所の方がどうも活性化していかないということで、いわゆる自由競争の部分も入れていくと。それによって活性化をさせるのだという話を以前若い保育者の会で聞いたことがあるのですが、今現在、措置義務はあるとしても、措置によってこういう保育所を役所の方が決めると、自由に選択ができないですよ。それがどうしてできないのですか、その理由をちょっと。

委員 それは、委員長が専門なのだけれども、自由に決めるというのでは、措置要件が、入所要件と言っていますが、共稼ぎであるとか、親が病気であるとか、介護しているとか、本人が病気とか、いろいろありますね。そういう要件があって、保育に欠ける子どもを日々預かるというのが建前ですね。ある一部の人たちは、保育を必要とするというふうに変えてほしいと言っているわけです。それは、厚生労働省がどうしても変えなかった。選択性を国が言い出した段階で、本来は保育を必要とするに変えるべきだとおっしゃる方が大勢いるのですけれども、その要件が残っている以上は、その要件にマッチした人が、それから先の保育園をどこを選ぶかと初めて選択性が出てくるということだけで、入りたいから、だからそれが選択性だということではないということ。

委員長 そのことがありますね。これは議論ですよ。ただ、法律で今、委員がおっしゃったように、この間、改正のときもありませんでしたし、幼稚園も同じだと思うのですけれども、保育園もやはり大切な子どもが生活し、育っていく場ですから、いわゆる企業原理そのもので、委員も言いましたけれども、儲かるか儲からないかで保育園の運営をされては困るということで、一定の社会的な枠がかかっています。それは今後も変えるべきではないし、鎌倉市も変えるつもりはないと思います。

いわゆる自由競争の時代になってきたというより、むしろ逆に今までは親方日の丸で、ある意味で保育内容の吟味もしなくても子どもが来ていたのが、そうでなくて、もっとある意味で選べる、本当にあそこの保育園に行きたいねというふうに親たちが思ってくれるような形で、創意工夫をするという意味合いでの競争という発言だと思うので、いわゆる今の資本主義社会の中の自由経済市場的な自由競争という意味合いでは、もちろん保育所の方も発言されてないと思います。

委員 なぜ今の措置制度を心配したかという、現行でいけば、保育園は措置制度がある中で市や行政からの補助金がかかり出ているので、その中で一応運営されているわけで、措置制度が先ほど言われたような方向で完全に外れたとした場合に、果たして民間の保育園が園児募集をしたときになかなか集まらないという事態が、これは、私は保育内容だけではなくて地理的要因も出てきてしまうと思っているのです。これは幼稚園も同じだと思う。地理的要因が大きいですよ、物すごく。そういう場合に、経営をしていけなくなってしまうのではないかと、このことを一つ危惧しているのです。そういった点では、措置制度をそのまま実行するというのは、私は好ましくないだろうなと思っています。

それと、これは卑近な具体的な例で申しわけないですが、私は鎌倉市は努力していただいているなと思うのですけれども、例えば上のお子さんがある保育園にいて、下のお子さんも当然同じ保育園に入れたいですよ。ところが、それができなくて、第1希望で出したところがだめだと。第2希望で民間の保育園を出していたのだけれども、民間の方から第1希望でない方はお断りしますと、具体的に断られるケースが現在でもあるわけです。そういう点からすると、窓口では大変だとは思っているのですけれども、今やられているような手厚く市が介入しての子どもを守る姿勢はぜひ堅持をしていただきたいし、今後国策が変わることがあっても、鎌倉市はそこは堅持していく、そういうことがないと、民間保育園はいっぱいあるわけですから、そこはやはり経営的に厳しくなるというふうに思っています。

委員長 報告書で国・県への要望というところがありまして、やはり保育施策全体が後退してはいけない、むしろ子どもたちを育てていくためには、そこは国としても充実してほしいということは、ぜひ書きたいと思います。鎌倉市もそういう非常

に後ろ向きの形で民営化を考えていらっしゃるのではなくて、むしろ保育の質を上げたいということで民営化を提案されていますので、報告書の中に我々の気持ちとしてそれは反映させたいと思っておりますが、次は作業になりますので、いわゆる理念的な意見表明ということでは、きょう1つ大きな機会ですので、総枠として後で見ていただくとわかるように、3の保育施策のところは白紙状態で、皆さんの意見を伺ってからたたき台をつくらうかなと思っておりますから、ぜひご意見を出していただきたいのですが、いかがですか。そもそもの提案の公立施設の民営化ということについてでも結構ですし、仮にそうだとしたらこういう条件は整えるべきだということでも結構ですし、もう少し大きく保育施策全体に対するご要望ということで、鎌倉市市長の諮問もそういうことになっていますので、鎌倉市の保育を充実させるためにはぜひこのことは意見として言っておきたいということを含めて発言をしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

委員 何回か言ってきたことですが、こういう機会ですからもう一度言います。私は、下の子が保育園を卒園しましたので、直接的なユーザーではないのですが、元ユーザーの立場から言いますと、鎌倉市の保育園が公立であるか私立であるかということよりも、それも重要でないとは言いませんが、保育の内容がどれだけ充実して安心して子どもたちが生活でき、親が安心して預けられるかということにかかっている。それが一番大事だと思います。そういう点では、例えば、今度民営化ということがあろうとなかろうと、今の計画はもう少し詰める必要はありますが、方向としては間違いではないと思っております。これがあろうがなかろうが、例えば今無認可園が幾つかありますが、これについてもかなり厳しい状況下にあると聞いています。そういうところを認可という形にするのか、それはいろいろ議論あるかもしれませんが、きちっとした手当てをしていくことが重要だと思いますし、これも何回も言っていますが、今の民間の社会福祉法人の保育園にしても、かなり厳しい財政状況の中で頑張ってもらえるということも、よく目にしております。そういうところに対して、さらに全体のレベルアップを図るために思い切って資源を費やしていただきたいと思っておりますし、今度の民営化の議論というのは、スタートは恐らくお金がないということだったろうと思っておりますが、そこから離れて、もしかしたらこういう改革をしていくともう少しお金がかかるかもしれないけれどもそれでもやろうというようなことで、これをきっかけに、民営化だけにかかわらず、今の無認可園、あるいは民間園についてもやってほしい、そういう体制をとっていただきたいと思っております。

それについて、今の公立園を全部そのまま充実して、さらに民間でも全部充実するということできれば恐らく一番いいのかもしれませんが、優先順位ということで考えれば、やはり全体の向上を図るために今、市がとろうという方向は間違っていないのではないかという気はしております。ただ、ちゃんとできるという条件つき

ということでございます。

委員 この審議会そのものが、先ほども 委員が言われていましたように、保育園の  
民営化が主要なテーマの1つとして論議をされてきたと思います。それで、なる  
べく手短に申し上げたいと思いますけれども、私はこの間の審議の中でずっと論  
議されていた中で、幾つかのキーワードがこの審議会の中であろうかと思ってい  
るのです。それは、1つは地域であろうと思っています。特に、もともと鎌倉市  
の場合、報告書第1次案の審議ではないですが、少子高齢化の問題が大きな問題  
になっていました。そうしたときに、どのように若い世代を市の中に引きつけて、  
さらに増やして、さらに行政の中に参加をさせていくのかということが非常に大  
きな課題だろうと思うのです。

そういった意味合いで、鎌倉市が持っている財産を有効に使っていくというこ  
とを私は考えるべきだと。民営化という1点だけではなくて、もっと広い意味で保  
育、それから地域づくり、それから子育て支援、そして防災ということも含めて  
検討を考えていくということが私は必要だろうと思うのです。

例えば、防災という点でも少し申し上げましたが、施設の運営、それから設置の  
仕方等については、やはり総合的に考えていくことが必要であろうと。鎌倉市を  
見ていると、非常に防災対策はおくれているなど実感をしております。現実に  
神戸市で阪神大震災があったときに、避難所として使われたのが、やはり身近な  
ところでは小学校、中学校そして保育園なんです。保育園というのは非常に重要  
な意味合いを持った施設であると私は思っています。特に園庭、それから職員で  
す。保育園というのは小学校以上に職員の方が地域にいらっしゃるということが  
非常に重要な意味合いを持っていると思います。しかも、地域ごとにそういう施  
設があるというのは極めて重要であると。鎌倉市の防災のあり方を見ていると、  
防災倉庫等が保育園には余りないですよ。置かれていないというのが実態だし、  
まちづくりという観点からも、保育園を児童公園と同じように位置づけていくこ  
とが極めて重要だろうと思います。

いつだかの審議会のときに申し上げたと思いますが、子育て支援を考えると  
園庭なり広場があるということは、子育てにとって非常に重要なところである  
と思います。そういった意味で、現在ある施設を資源として有効に使っていくと  
いうことは、検討していかなければいけないと思います。そういった意味からす  
ると、現在ある施設、公立保育園はやはり公立として残す方が現段階では意味が  
あるだろうと。先ほど言われたように、保育の内容の問題については、競争云々  
がありましたけれども、私は一定の競争は必要だろうと思っているのです。そう  
いった意味ではもっと自助努力をしていただいて、その中では保育園の園長さん  
が、ほかの部署から回ってきて全く門外漢でわからないという方では困ると思  
うのです。やはり専門家プロパーを入れていただいて、そして保育園を地域支援の

核としてつくり上げていくことが重要ではないかと思っています。特に、今後鎌倉市の地域づくり、まちづくり等々を考えていったときに、保育園は保護者、親たちがかかわる期間でいきますと、小学校に次いで非常に長い期間かかわっていくのですね。しかもマンツーマンでかかわるのです。私は地方公共団体、特に市町村に有益な点は、市の職員と市民とが直接かかわって話をすることが極めて重要だと思っています。現実に関東大震災のときにそういう施設が有効に働いたと思います。そういった意味では、市のコミュニティーをどのようにつくっていくか、その核に公立保育園をつくっていくということが、極めて現段階では重要だと思っています。あとは報告書の審議の中でお話をします。

委員

今、食料の備蓄の話が出ましたけれども、少ないところで3日、多いところで1週間の食料は備蓄されているのですが、私は国や県の人によく言うのですけれども、藤沢までは災害が起こりやすい地域、ですから特別な補助金もあるし、防災対策もかなり進んでいます。しかし鎌倉は地震が少ない地域。隣り合っていて、どうして鎌倉に地震が起きないというのか。藤沢は震度5でも鎌倉は揺れないんだと。ですから補助金はほとんどないと。

したがって、先ほど委員のお話があったように、それでは地震があったときに地域住民はどこに行くのだろうか。広域避難所には行かれない。例えば、私のところはゴルフ場なんです。急な坂があって、地震があると岩がぼろぼろ来て車は上がりませんね。ヘリコプターで落とされても食料を取りに行かなければいけない。消防署にそれを言うと、でもそう決まっているからと言うのです。近所の人はどこに行くか。保育園に行けば必ず食べ物がある。全部保育園に集まってきます。だから、地域の人のための食料の備蓄もしたいということ、県や国は認めない。入っている子どもの食料を確保するお金はあげますが、地域住民は知りませんと国は極めて冷たい。そこでどうしているかということ、それぞれの保育園が、そこが民間の強いところ、民間の保育園はいろいろ保有をして、食料を地域住民の分まで備蓄をする。公立のつらいところは、その理念があってもできない。お金の融通がきかない。お金の色がついてないよというのが民間のよさで、色がついているために使えないのが公立のつらさ。その辺で備蓄をしたくてもできない。備蓄倉庫をつくってやるには、どこか町内会のところに間借りをするしかない。そういうところが公立のつらいところで、そういう意味からいけば、民間に委託された方が地域住民は喜ぶのではないかと。あわせて、民間の保育園は、地域に根差した保育を行っているというか、施設が地域に一体化しておりまして、地域の方が私たち町内の財産だと言ってありますから、そういう意味では民間は非常に地域密着型のいい保育ができるんだと。例えば、民間の保育園で運動会をやりますと、すみません、音出しますよ、ご勘弁いただきたいというところは1軒もありませんね。つまりそれだけ民間の方が地域のためにはよく認められて

いるのではないかなと思っています。

それから、辞令で来た男園長が果たしてどうなんだろうかということですが、保育士資格を持っている女園長、これから男園長も出てきますが、確かにいいことはいいです。でも、行政の仕事をしてきた係長職、あるいはそれ以上の管理能力も、それから職能集団を引っ張っていく能力も抜群だと思うわけで、要はそこに回されてきた園長がまさしく市民の第一線で働く大変立派な部署と考えるか、島流しになったと考えるか、その違いだけだと思うので、私は、現在、鎌倉市の公立保育園の男性園長はすばらしいと思っています。女性園長に絶対負けない立派な能力を備えていると思っています。公立の保育園も民間の保育園も、保育の理念というのはほとんど変わらないのです。ただ、公立は行政でこういう姿勢でやりますよと言うと、ある程度全部の保育園が同じような保育内容にならざるを得ない部分もあるのではないかと。民間は理念は同じようであっても、それぞれ地域性、そのほかの個性もあって、バラエティーに富んでいるんだろうと思っています。公立も民間も鎌倉市のレベルは全国的に見て極めて高いと私は思っています。

委員長 ご意見ですので自由に発言していただいて結構です。

委員 皆さん方のお話を伺って、これが児童福祉審議会だからしょうがないのですが、児童福祉というと、どうしてもイコール保育所ですね。幼稚園の話が全然出てこない。ところが実際には市内にいる子どもの3分の2は幼稚園に通っているわけです。その子どもたちあるいはその親に対して、いわゆる福祉の光が全然差し込んでこないというのは、国の縦割り行政の一番いけないところだと思いますけれども、幼稚園の親も幼稚園を卒園させたらちょっとパートに出てみようとか、いろいろな意見を持っているわけなのです。当然子どもの家とか、そういうものとかかわりが出てくるのですが、いつも私が感じるのは、福祉イコール保育所という考え方をそろそろ変えていかなければいけない時期ではないかなと。

もう1つ、少子化ということで少子化対策の中で、エンゼルプランを10カ年やったわけですがけれども、実際にエンゼルプランを実施して子どもが増えたかといいますと、全く増えてこないわけです。厚生省の課長にも検証したのですかと聞いたら、いや、検証はしておりませんと。数兆円も使って子どもがふえない政策なんて、僕は間違いだと思うのです。そういうことも考えて、市の方は、鎌倉に住んでいる子どもたちすべての福祉というのですか、そういう視点に立った物事の考え方というのですか、そういう形で進めていただければありがたいと。これは幼稚園側としての意見です。

委員 時間がないので繰り返したくないのですけれども、今、3の保育環境の充実で、主に市の方から出ました拠点保育所と公設民営化について、これは何回も審議会の中でやってきまして、私がそこで言いたいことはみんな言ってきたと思うので、

具体的な作業の中でこの部分は言ってきたのにどうして反映されないのだろうかという形でも言った方がいいのではないかなと思って、また繰り返すとむだな時間を使うように思うのですけれども、いかがですか。

委員長 というご意見で、もしよろしければ残り40分ぐらいですので、きょうの議題の3、審議会報告書案についてというところに移って、その中で子ども会館と子どもの家の議論をしたいのですが、移る前にどうしてもこれというのがありますか。それでは、3のところに行きたいと思いますが、これは時間の関係もあって一言一句解説していただくと時間かかりますので、大体お目通しはしていただけだと思うのです。今まで私の方で提案しました目次に沿って、書ける部分については書いて、それからアンダーラインのところ、これは 委員と私で作業したときに、このことを入れましょうよということで入れた部分と、事務的にこれ月曜日にやりましたので、この日曜日までの間の6日間で入らなかったところで、こういうものを後で入れるとか、そういう形でアンダーラインのところはご理解をいただいて、それであと3のところはきょう議論を聞いたということで抜いてあって、 委員、あるいは 委員、あるいは皆様のご意見伺って、やはり子どもたちの福祉の充実をしていきたいと思いますよということを書く必要があるのかなと思っています。

それから4のところでも少し書いていますけれども、ここもきょう書面で情報をいただきましたので、子ども会館、それから子どもの家についてももう少し書き込めるだろうということで、ほとんど触れていないという状況になっていますので、1つ書き方とか、あるいはこの時点でこの情報が漏れているのではないかとこの部分があったら指摘をしていただき、それから議論としては、そのことも含めながら、せっかく最初の部分については有志の方20名で委員会の皆様へということを書いていただきましたし、もう1つの方も個人のお名前ですけれどもご意見をいただきましたし、写真も随分いただきましたので、このことについてもご意見いただきたいので、どうぞご自由にご発言ください。

委員 子どもの家のところとあわせて。まず1つ、報告書なのですけれども、ご苦労様です。私のような文才のない人間にとってはなかなか大変だと思うのですが、それで私思うのですけれども、土曜日の早朝に配られたようですので、目を通し切れてないのです。報告書というのは一字一句がかなり問題になると思うので、かなり精密に読むことが必要だろうと思っています。

委員長 その辺は今度の26日に一字一句やりたいと。

委員 そうですか。それで1つは、前段に当たるところなんです、全体の問題です。私がざっと目を通したところで、国や県で出す報告書と余り文脈が変わらないなというのが率直な感想なのです。それで、市町村で出す審議会の報告というのは、やはり国や県などと違って、市民の顔が見えるといえますか、市の職員と市民と

のやりとりが見えるような具体的なものが、理想としては必要であろうと。これはなかなか難しいと思っておりますが、なぜかという、やはり地方自治の中で、市町村は直接住民や市民と職員が対話をするという場面があるからこそ、そういうことを私は大事にしなければならないし、それが根幹であろうと思っています。それがやっぱり市町村で出す審議会の報告書であろうと思っています。そういった文脈に変えられれば、すばらしいなと思っています。文脈そのものを全く変える以外ないだろうなと思っておりますが、それは私も文才ございませんので、何とも言えません。

それから以降のところですが、6ページ目になりますが、全部ではないのですが、6ページの(2)幼稚園のあたりから、ほとんど行政が出した資料をまとめてあるだけの中身で、幾つかの意見が出てきたと思うのです。それがまだ入れられてないということがあろうかと思えます。審議会に出てきた意見ですね。共通して出てきている意見が幾つかあろうかと思えますので、それをぜひ加えていただいた方がいいだろうというふうに思います。

それから、全体を通しての柱といいますか、それが非常に見えない。これも難しい問題だろうと思えますが、そういう気がいたします。あとで細かいところについては述べますが、1つだけ先に、12ページの4のところ。4-1、ここはぜひ直していただきたい。なぜかと言いますと、こういうふうな文脈になっております。「核家族の進行や地域社会における人間関係の希薄化した」と。「家庭や地域における育児機能が低下していて」、「父親が参加しないから」だと。それで「子育てをしている母親の孤立感、不安感が増幅している」と、物すごく抽象的な言い方になると思うのですが、その文脈の中で「孤立して1人で深刻に悩んで追い詰められている場合もあります。このような孤立感からストレスや不満により虐待などの育児困難に至ってしまうケースもあります」と。これはやはり直した方がいいだろうと。そういう短絡的なものではないと思えます。母親だけが育児に孤立感にさいなまれるかといって、それがすぐ虐待に結びつくとか、そういうものではないと思えます。これはそのように読める文章ですので、これはちょっとぜひ変えていただきたいなと思っております。

あとは後で述べます。

委員長 1つ言いわけをしますと、皆さんから出てきた意見というのは、3と4、あるいは5のところでは生かしたいなと思ひまして、2のところは比較的淡々と、出たものを並べましょうという趣旨でやっています。そういう意味で1番目のようなご発言もあるのかなと思ひます。ほかの方で。 委員。

委員 5ページの2-2、保育所と幼稚園、(1)と(2)がございますけれども、幼稚園の方は市から補助金が出ておりますけれども、保育所も、この前、たしか平

成12年度の資料で、公立、それから私立に分けられたものが出ていたと思うのです。やはり保育所の方もそういう費用を出していただきたいとともに、せっかくどういう子育て支援をやっているのかというのにもかかわらず、例えば公立ではこういうことをやっている、それから私立の保育所ではこういうことをやっている、あるいは幼稚園ではこういうことをやっているという資料が何も出てないのです。これはやはり少し問題かなと思いますので、私立幼稚園の方も預かり保育をやっているとか、資料をつくっておりますので、ぜひそういう資料もここには入れていただきたいと思います。

委員長 ぜひ反映したいと思います。ほかにいかがですか。

委員 先ほどの委員長の説明ですと、2番は現状であると。それから以降は審議の中で出た意見が反映されているということで考えますと、例えば私の担当する4番の子育て支援の充実について、委員がさっき言われた4-1のところですけども、これだけではとても足りないというか、全体的な印象ではこれっぽっちの分量だと思っていなくて、もっと冊子になるほどのつくりになるのかなと思ってしますので、個々に何とは言いませんが、私がここで発言してきたことはほとんど書いてないと思います。

それから、4-2の(1)子育て支援センターですけども、この全体の3行というのは、私はこの中ではこんな話は一言もなかったと思いますし、子育て支援センターの役割というのは、むしろこういうことではなくて、日常的に孤立感のある親が気楽に来られる場所ということなので、行事とかイベントということでそれを結びつけるということでは全然ないと思っています。もし拠点化の中で子育て支援センター的なものの中に入るとしても、同じような機能だと思っています。

ついでながら、そのことと言いますと、子ども会館にしても、この間私が申し上げたことや今日の方々個人的にお二人が書いていらっしゃることは、日常的な子どもの支援というところですので、写真はとてもすばらしかったのですが、非常に行事が強調されていまして、いろいろなイベント、行事でつないでいくということが施設のあり方ではないので、ちょっと根本的なところが違うなと思いました。

委員長 4-2のところは少し書き始めている部分があるのですが、もちろんご意見を入れていきたいのですけれども、難しいところで、例えば委員の発言を出して、それは審議会全体の意見だというまだ了解がありませんので、ここは作業日の課題になると思うのです。今まで出てきたものでこういう意見があるけれども、審議会としては乗りましようとか、いやこれはやはり違う意見も載せていきましようというようなことでボリュームは膨らんでいくのかなと考えておりますし、3回議論しましたので、それは反映をしていきたいと思います。

委員 7ページのところにクエスチョンマークをつけていらっしゃる下線部分のところ、保護者連絡協議会の意見を紹介するという部分が、子ども会館、子どもの家、放課後児童クラブのところに出ているのですが、これは具体的にはどのようなものになるのかということと、ここに関連して、最後の4 - 4のところ、やはり放課後児童クラブのようなものが必要、今の学校から離れている子どもの家よりは、学校の中に空き教室を利用してつくられる放課後の児童クラブみたいなものが必要になってくるのではないかとということが、ちょうど7ページの表で、できたばかりなのに、その翌年にはすごく数が増えているということでよくわかるので、もしかすると保護者の連絡協議会の方々の意見は、そういうものがすごく強く出てくる意見があるかもしれないので、もし具体的に今わかりでしたらばぜひ伺いたいと思いますけれども。

委員長 ご提言いただきましたので、私の方から事務局に作業日までに、今回一方の当事者である働いていらっしゃる方からのコメントをいただきましたので、その保護者の方たちと連絡して書面でご意見いただきたいと思います。

それから、子どもの家と放課後児童クラブとの関係では、今、鎌倉市はやはり子どもの家を中心にして考えていらっしゃるようで、これは先ほど委員がおっしゃって僕も賛成なのですけれども、キーワードとして地域ということを見ると、やはり子ども会館と併設で地域の子どもたちと一緒に遊ぶということも大切だと思うのです。もちろん小学校の空き教室を利用ということで、同じ小学校の中で移動しなくて済むという利点等々、幾つかあると思うのですけれども、ただ、その辺も今後の中で議論をしていただいて、意見が分かれるようであればそういう形で記載もできると思いますので、ぜひご意見をいただきたいと思います。

委員 14ページの書き方だと、何か放課後児童クラブの方の学校施設の活用を推進する必要があると考えますとなっていたので、もしかすると、今後、施策の必要性を訴えるときに、そういう児童クラブの方をおっしゃるのかなと思ったので、この表がこれで一致するのだなと思っただけなので、どうもすみませんでした。

委員長 その辺も確認しながらやっていきます。

ほかにはいかがでしょう。特に、せっかく働いていらっしゃる方からご意見をいただいていますので、このことも含めてコメントいただければと思います。

委員 報告書巻末に資料編か何か資料はつけられる気持ちはおありなんでしょうか。

委員長 最初のページを見ていただくと、資料ということで目次のところに1、2、3、4とこの程度は今つけるつもりで、今、学校か何かで……。

委員 では、いいです。

委員 ちょっと事務局に聞きたいのですけれども、放課後児童クラブと、これは文部科学省ですね。それと、放課後児童対策、厚生労働省、この両方を取り入れるか、あるいは放課後児童対策にした方がお金が余計出てくるのではないかと、保育

所の開所時間も長くなるのではないかというような、単純な思いなのですが、これが教育委員会と子ども家庭福祉課で協議はできますか。やはり縦割り行政で難しいか。

幹事 質問の趣旨なのですが、放課後留守家庭児童対策が子ども家庭福祉課の方とドッキングするような形でできるかということですか。

委員 そうです。

幹事 現在の放課後留守家庭対策の運営費に対する補助金というものは、厚生労働省から出されています。あと各市の状況ですが、放課後留守対策を教育委員会サイドでやっています市が、鎌倉市のほかに藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、厚木市、大和市、伊勢原市、南足柄市、綾瀬市ということで、県下19市のうち11市が教育委員会です。残りの8市につきましては、市長部局福祉関係の方でやっています。いろいろ事務分掌等はあるのですが、できないということではないです。

委員 今、放課後児童対策の厚生労働省のお金は入っているのですね。

幹事 はい。厚生労働省から県を通じて国庫補助という形で入っています。

委員 事業ケースが違うのではないですか。放課後児童クラブは、厚生労働省はそういう表現はしていませんで、放課後児童対策ということになっていまして、それに補助金がついていますから。私はそれに厚生労働省のお金が出てないと思っておりましてけれども。出ているとすれば、トップ会談でやればこれはうまくいくのだらうと思うのです。以上です。

委員長 細かいことは今度の作業のときに。先ほど、委員の方からお伺いしていただいて、子育て支援センターも議論の中に入るということで、余りイベントでつないでいく種類のものではないというご発言があって、ただ、きょう寄せていただいたご意見を見ますと、むしろ日常的な活動は非常に熱心に行われていて、かつ1日1日の子どもたちの生活も大切にしながら、しかし、事例的にはかなり難しい事例もそこで見えらっしゃる。もうお一方のご意見もそうで、やはり地域の子どもたちとの場の共有の大切さというものを挙げていらっしゃると思います。中で私が気になるのは、もう少し職員の方の待遇、そういうものをきちっとすべきなのではないかというご意見もありまして、この辺のところも、委員が4は私の担当だったということで、ぜひご意見いただきたいですけれども。

委員 ちょっとわからなかった言葉があるので、先に教えていただきたくて申しわけありません、委員。ここに書いてあります今回手書きのあれを出してくださいました青少年育成専任指導員というお名前は青少年指導委員とは全く別のものと考えてよろしいんですか。

幹事 別のものです。

委員長 違いを説明してください。

幹事 青少年指導員というのは、子ども青少年課で所管しておりまして、市内の青少年の育成活動をしていただくということで、各地域、自治会長さん等から推薦を受けて、鎌倉市と県の方で委嘱をお願いをしています。こちらの青少年育成専任指導員は、子ども会館、子どもの家の中でお仕事をされる嘱託。ですから性格は違います。

委員 4 - 4 が放課後児童対策というか、子ども会館のことなのだろうと思うのですが、もう1つ児童館、学童保育という資料、私が見つけてきたのがあるのですが、ここには17の緊急改革提言と、これは21世紀プラン研究会というのがされたそうで、後ろを見ますと94年で古いかもしれないのですが、今もこの提言が生きているのなと思ひまして、前回のときに子ども会館や児童館についてのことをここで言うには余りに議論が足りないのではないかと申し上げつつ、やはりどこかで触れていくという場合に、この17の提言は非常に使えるのではないかなと思ひまして、この中で例えば2番目の開館の延長なんていうのは、きょうの答申の中にも入っているのですが、全部でないとしても、中高生とのつながりはとても必要なもので、それも入れたいとか、それから私のやってきたことと、提言10の野外活動の日常的な取り組みですね。イベントとか特定の日だけではなくて。それから、委員長がおっしゃったのは12のあたりで、より適正な職員定数と配置をとということとか、15、16あたりのネットワーク化、子どもまちづくり計画と児童館スタッフ会議のようなものをつくっていくべきではないかと、そういうことも入れていきたいなと思ひます。

委員長 ありがとうございます。ほかにどうですか。

委員 いろいろとふくそうして大変申しわけないのですが、子どもの家の方についてもあるのですが、その前に関連しますので、報告書の中で子育て支援センターについて先ほどもちょっと出ましたが、意見を言っておきたいと思ひます。

子育て支援センターについては、今まで利用者の数については資料が出てきたと思うのですが、そこで利用されていた方の中でどのような特徴があって、さらにどういうふうなセンターの運営方法あるいは改善方法といひますか、そういったものをしていくことが必要なのか。あるいは、相談に来られる方々の生の声といったものが出されてないのです。

それで、そういう直接の生の声は、私こういうのが正しいかどうか知りませんが、福祉の世界でどういふか知りませんが、仮に第一次情報というふうな言い方をしたとしますと、第一次の情報が何で上がってこないのかなというものが1つ疑問なのです。これ外部委託をされていますよね。今まで審議会ですっと出るだろうなと思ひていたのですが、出なかったから、最後の審議になるので、なぜ出なかったのかということが1つ疑問です。やはりその第一次情報が出なかったということは、1つは外部委託というところの構造に問題があるのではないかと私は

思っています。少なくない市では、外部委託ではなくて、一定市の職員が入ったりしてセンターを運営しているところもあろうかと思うのです。私はやはり市町村で運営する子育て支援センターというのは、生の声をやはり直接上げていく。それは極めて重要なことだと思っているのです。

この審議会でもそういうことに基づいて保育士の方とか、いろいろな方から直接生の声を聞く場面を設けてきたと思います。これは、この審議会のすぐれたところであろうと思いますが、やはり生の声が上がらないということは、私は制度的に問題があると思いますので、外部委託をしたときに生の声上がるような手立てをきちっととらないといけない。それから、子育て支援センターを仮に保育園の拠点の中に設けていくときに、これまた外部委託ということになれば、せっかくの私が言っている第一次情報を市の方が掌握できない。何のための子育て支援なのかかわからない。そういった点でもやはり一定数きちんと市の職員が入って、それを拾い上げてくるということが私は大事であろうと思います。

それで、出されている子どもの家の関連のところですが、質問も含めてよろしいですか。当事者の方がいないから回答ができないかもわかりませんが、非常にたくさん書かれていまして、随分実態が見えてきて、私はうれしいなと思っております。それなりに中身の豊かなものを指導員の先生方がやられてきていただいているのだなと思っております。

そこで幾つかの質問なのですが、4ページ、勤務の体制を見直すというのは、具体的にどんなことなのでしょうかとということが1つの質問。

それから、先日も質問したのですが、この中には書かれていないので、子ども家の子どもたちと会館に来るほかの子どもたち、その辺をどのように分けて指導なさって、あるいは見分けて指導なさっているのか。大変困難ではないかと思うのですが、その辺の実態を聞きたい、それが2点目の質問。

それから、されている中に、2ページ目のところでお母さんたちの悩みを聞くこと、保育園や幼稚園のこと、家庭のこと、複雑な問題もあって、経験のある方が必要だというふうに生の声でおっしゃっていますけれども、私もそのように思います。やはりかなり深い経験のある方が、若い方と同時に経験を持った方々がこういう指導に当たっていただくことは、とても大事なことだろうと思うのです。子どもたちをめぐる状況は非常に複雑になっていまして、やはり経験がないと、すぐにその場で対処することが求められますので、そういう点では、経験のある方を採用していくことが必要ではないかと思っております。

そこで、これは市に対する質問なのですが、4ページから5ページにかけてさまざまな事例が出ています。例えば1のところでは、青少年課に連絡許可をとるということで、このようなことをやったという幾つかのものが挙がっているのです。こういうものが挙がってくると自体は、とても職員の方が使命感を帯びて一生

懸命やられているということのあらわれであろうと思いますので、大変ありがたいことだと思っておりますが、行政の側として、指導員さんの仕事としてこのようなこと、親の話を聞く、例えば暴力的なことがあったときに、それに対する対応をすとか、あるいは先ほど出ていたすぐに連絡をとらなければいけない事態になったときに、子どもの家でない子に対してもそういう指導をすとか、そういうことは指導員の仕事として認識しているのかどうなのかということをも3点目に質問したいと思います。

それから、委員も言いましたが、行事が確かに目立ちますから、写真が多いわけですが、バラエティーに富んでいろいろなことをやっていただいているなということはわかるわけですが、これにかかわる費用はどのようにしているのか。指導員の仕事ということであるならば、一定の費用をやはり公的に負担をしなければいけないだろうと思っております。それから、それについてどう考えているのか4点目の質問。

5点目の質問が、これらの中に書かれておりませんが、前回は質問をしたところであったと思いますが、例えば、子どもたちに対しておやつをつくるという指導があるかと思うのです。異年齢集団の子どもたちを食べることを通して交わりをつくっていく、これはとても重要な指導だろうと思っております。そういった点でおやつづくりというのは、市の側は、指導員さんの仕事として認識しているのかどうなのか、以上5点ほどになりますが、質問したいのです。

委員長 その5点についてはお答えいただくとして、最初の支援センターの部分なのですが、相談の件数は報告されていると思っておりますから、何かコメントがありますか。

幹事 子育て支援センターにつきましては、確かに委託で行っていますが、毎月子育て支援センターの中でありました相談ですとか、いろいろな対応の状況ですとか、アドバイザーが気づいた点について、1日ごとにそれぞれのアドバイザーから報告書が1月分まとめて上がってきます。私どものところで上がってきた段階で見まして、相談の方向性はある程度つかんでいっています。

その中で、非常にお母さんたちが神経質になっていたりする部分もありまして、こういう相談がありますよという事例を広報に載せたりはしていません。ただ、連載になっている子育て支援センターの記事がありますが、非常に気を遣ってアドバイザーの方が書いていますが、なるべく自分のケースが使われているんだと思われぬような形の中で、こういった問題をお持ちの方は子育て支援センターにいらしていただいて下さいという投げかけも含めまして、事例紹介をしています。

具体的には母親自身の気持ちにかかわる部分ですとか、夫との関係から浮かび上がってくるもの、子どもとの関係ですとか、家族、父母ですとか、それからいわ

ゆるお姑さんとの関係ですとか、サークルの中での母親としての問題、虐待のケースですとか、そういったものが事例としては載ってきています。

委員長 ちょっと言わずもがなのですけども、今日のこの資料の中で事例が紹介されていて、プライバシーにかかわるところがありますので、これは委員限りということで守秘義務ということをお願いをしたいと思います。そういう意味で、生の声もそのままではなかなか入れにくいと思うのですが、例えば相談の区分みたいなものを今統計的にされていますか。例えば、子どもの健康にかかわる相談とか、そういうのはされていますか。

幹事 平成12年6月に鎌倉のセンターがオープンしました。最初のうちの大づかみでつかんでいた部分もあります。こども局推進担当ということで、こちらの方に所管が移りましてから、過去の部分も含めまして今、そういった問題の整理をしています。今、委員長からお話がありましたように、健康の部分でも子どもの健康の部分、親自身の健康の部分ですとか、それから母親自身の気持ちの中でも、自分の自己実現を含めての悩み、子どもを育てていく上での悩みですとか、いろいろな種類があります。そういったものをある程度の方向性の中でつかみながら分類をしているという状況です。ただ、1人の母親に1つの悩みということではなく、調述書に基づいて分析しますと、大体1人が5つぐらいのいろいろなケースが絡み合っていてストレスを抱いたり、それから悩みの原因になっているという状況があります。

委員 委員がこのことについてだれも何も言わなかったというので、一言申し上げますが、本当は言いたくなかった。というのは、子育て支援センターというのは、国の資料では各市町村1カ所ということでございまして、私は民間の園長会で担当課長からこのことについてこう決まりましたよという報告を受けたときに、なぜ事前に相談をしてくれなかったかと。私は、これは公立の保育園のどこかに置くのが一番機能するだろうと。それを外注するなんてとんでもない。外注するところにそれだけのノウハウはないと聞いているが、慌ててスタッフを集めて、どういうふうにやったんだと、湘南6市だか8市だかで課長が話し合いをして、みんなで委託をしたと。それはまさしく丸投げであると。もっと自分たちの中の保育園で、どこにそれを拠点として置くかということなぜ考えてくれなかったのか。公立の園長さんにも相談したのか、どうもその辺のところもはっきりわかっておりませんで、このことはやはり事務局いじめになりますから私はできれば言いたくないと思っておりました。

それで、もしも民営化されたときに公立の保育園は拠点化するんだという話が事務局からありましたが、そうすれば、外部委託している支援センターの外注をやめて拠点化した方に戻せば、かなり機能するのではないか。私がいろいろ反対した理由の1つは、まさしく今ありました、報告がないと。これは国の仕事でやる

以上は、相当に報告を求められているはずでして、このお金は厚生省の一般会計ではなくて、保育園に子どもを預けておきながら、その子どもは公費で面倒を見ているのに、何で企業が儲けるのかという話があって、経団連でしたか、組合でしたか、連合でしたかの話で、大きな企業がお金を出した。それが別枠として蓄えられていて出てきた未来財団と言われるそこから出ているものですから、子どもの育児手当等もそこから拠出されているものの1つでございまして、国費と同じ扱いですから、相当細かい報告がされるはずで、ですから、その報告をする。同じでなくてもいいですから、そのくらいのもは私たちに示していただければありがたかったなと思います。

委員 今、出ています子育て支援センターですが、その民間委託について私は以前、非常に疑問であったと申し上げたのですけれども、それは成り立つのが、結局トップダウン的に急に今の財団で決まったことについて申し上げただけで、それ以来1年半ほど機能してきた現在の子育て支援センターの福祉局下にあるものというのは、実際としては非常にすばらしく機能して、私は民間委託としてはとても成功した例であると思っています。本当は思いたくなかったのですけれども。

というのは、今、請け負っています県の医療財団というのは、神奈川県下ほとんど大概の市がやっているのですけれども、これを請け負うことによって非常にプロ化しまして、子育て支援センターについては、本当にその中ではトップにいくぐらい各市の状況を全部把握して、それを冊子にまとめて本にも出ていますし、その冊子も多分お持ちいただければいいと思うのです。私も何冊か持っております。毎月出しているのがあります。それについてここで報告されなかったというのは、さっきおっしゃいましたけれども、私はこれが始まった当初からいつも傍聴しておりましたが、当事者がいなくてどうして審議委員だけで話されているのかというのを非常に疑問に思っていましたけれども、途中で

委員が保育園については現場の声がというのが上がったので、初めて園長さんとお三方いらして話を聞かれたわけですから、この中の委員のどなたかがそういう声を上げれば当然聞けたわけですし、もう既に初代の方はお去りになりましたけれども、非常に有能な方で、その方のお話は私どもの先ほどお配りしました鎌倉子育て支援懇談会でも伺いましたし、主任児童員連絡会でも民生委員協議会でも伺って、どれだけ支援センターが機能しているか、それが必要かというお話もとても上手にしてくださる方なので、早い時期にここで呼んでお話しいただければとてもよかったのではないかと思います。

それから、私もう1点、前に非常にここで非難したのは、どうして大船の支援センターがもう1つできるのに相談がなかったかということですが、それは1つ目の支援センターが非常に成功して、反響が強かったからだと思います。実

際に私は子育て中の母親と接していますが、できたころはあれでしたけれども、1年間でこんなにもたくさんの親が頼ってくるというのは非常にめずらしいことだと思います。そのおかげで、場所はないけれども、大船にもう1つつくらざるを得なかったと。つくらざるを得ないところに、ではどうやってそれを運営していくかということも間に合わず、また同じところに頼んだというのが現状だと思います。

私自身は、これから拠点化された保育園にそれが移っていくというこのことが不安です。といいますのは、今の子育て支援センターでやっていらっしゃるアドバイザーは、どちらかというと私のような普通のおばさんで、子育ての経験者です。実際に9時～5時でどこかの保育園に子どもを預けてというのではない子育てをしていらっしゃる方ですが、そういう方だからこそ、核家庭の中で、地域で孤立したときに自分がどれほどの思いをしたかというそこから出発していますので、なおさらそこに来る若いお母さんへのケアができると。それが実態だと思っていますので、私は前にも民間委託するに当たっては、地域に眠っている新しい人材をまた再度掘り起こす必要性、それからずっと20歳から50歳まで同じところにいるということだけが1つのノウハウ、技術者ではなくて、そうではないところの人が今こそ力を発揮できるべきだということで、私は民間委託、NPO採用ということをここで何回も申し上げているわけで、もう私自身は公設であるところを運営していく行政には限界があるとこの前も言いましたけれども、それよりはもっと地域に密着していて力のある人たちがそこでやっていくべきだと思いますので、これから公立保育園で今まで保育士さんとしてずっとされてきた方が、果たして地域で本当に孤立している親の気持ちができるかなという、それなりに勉強をしていただかないと子育て支援センターは引き継げないというふうに逆に思っています。

委員 それはないよ、それは。それは保育士の能力を無視した失礼な発言ですよ。若い保育士も年寄りもいますけれども、公立の保育園というのは、自分も子どもを抱えていても自分の保育園で保育はできないのですね。民間は、職員がなかなか得られなかった時代がありましたから、自分の保育園に子どもを抱えてきてもいいよということはありませんでしたが、公立の保育園は隣の保育園が遠く離れた保育園に子どもを預けてから、夜遅くまで勤務をするというようなことをやっておりました。今、相当の年を取っている人もおりますから、保育士の能力をよく見きわめないで、今の発言は保育士に悪いと思うよ、私は。あなたと議論する気はないよ。それはだって、保育士と議論するならいいけれども、これはさっき言ったように当事者がいないのにそういうことを言ってしまうことになれば同じことだと思いますよ。

委員 私は、保育士さんを卑下して言っているわけでは全然ありません。とても評価

しております。

委員 だって、拠点化したところにそれを戻してくれば不安だと言ったじゃないですか。何が基準で不安なんですか。やめようよ、時間がないよ。

委員 幹事のご発言、さん言われた点、大方私もさんに賛成なのです。やはり、私は第一次情報と言っていますけれども、そこをやはりきちっと市の職員がつかむということは極めて重要なことなのです。なぜかという、報告する時点でオブラートがかかってしまいますから、具体的につかめないですよ。子どもの家もそうなんです。そこをやはり市の職員がちゃんとつかむからこそ、全部市の職員がやる必要はないと思いますけれども、やはりそこをちゃんとつかむからこそ、それを行政の中に施策として反映できると私は思います。問題は、報告をきちっと整理していないということが問題なのだと思います。そこはやはり、これだけ子育て支援のことについてやっている中で、出てこないということが一番の問題だと私は思います。

委員長 それで始められているということですので。それをどこでやるにせよ、そういうのを積み重ねられていくことが、現場で実際に相談に当たられる方の資質向上に一番役に立つことだと考えています。せっかくそういうのを引き継がれて、そういう努力を始められたのであれば、ぜひそれは続けていただきたいし、数字で間に合う部分があれば、相談種別の区分等を次回までに出していただければ、そこをまた議論ができると思います。

委員と 委員の意見は、多分は根本のところは違ってないと思うのです。要するに、きちっとやれる人がやるべきだということで、その中で民間の力を生かしていくのか、公私ともども保育の現場にかかわってきた人たちの力を生かしていくのか、いろいろな選択肢があることには変わらないと思いますので、とりあえず子ども会館で5点質問が出ていましたので、そのことについてお答えいただき35分を過ぎていますので、それをお答えいただいて、今度26日に何をするかという議論に移りたいと思いますので、お答えいただく前に、少し中身を変えますので、今まできょう出てきた議論の中で、まだこのこと言い足りないとか、あるいは次の会までの宿題にしたいということだったらご発言いただきたいと。

委員 子ども会館、子どもの家のお話が今5点ほど出ましたので、追加で伺いたいのですが、今、鎌倉市の希望は、きょうの資料にもありますように、11カ所が併設、3カ所が子どもの家だけということですが、この前のお話を聞いていますと、鎌倉市としては非常に子ども会館と子どもの家を併設しているということに意義を感じていると、これが地域の子どもたちと一緒に遊ぶという意味では非常に大きな意味があると、私もそれはそうだなと思っているのですが、そうした場合に、子どもの家だけの施設が3カ所ある。これを今後どうしていくのか。子ども会館を併設する形でやっていくのか。それから、放課後児童クラブというのがあります。

すが、これについても子ども会館を近くにつくって、それと子どもの家を併設していこうと、できるだけ鎌倉市の理想に近い形で考えていこうとお考えなのか。私としてはそうなってほしいという意見も込めて言っているのですが、それを伺いたい。

それから、きょう出していただいた資料、この写真を見ても、私は子どもが隣の御成子どもの家に行っていますので、そこから見ると非常にいいところであると思うのですが、場所の話ですね。施設については全く何の問題ないと。問題がないというのは、施設について問題があるとは思っていないのですが、施設について非常にいいと思っております。老朽化した施設もあると感じていますが、これについて先ほどの子ども会館と子どもの家の併設ということも含めて、できるだけ早く対処していただかないと危険な部分があるのではないかと考えていますので、それについて教えていただきたいと思います。

委員長 ということで、事務局側の方に話を振りますが、よろしいですか。

委員 今回の委員長のおっしゃった委員と委員の根っこは、きちとした人ならということ民間として、また審議会委員の皆様へという報告を見ての感想なのですが、この事例を拝見いたしますと、とても具体的な声が出ていまして、私はとても大変だなと。育成専任指導員の方たちは本当にご苦労さまと思いました。それで読むにつけ、またとても感じることは、70名の方たちのサポートといいますか、お互いの話し合いというか、悩みを聞いたり一生懸命対応していくとやはり不安があったり、それぞれの指導員の悩みを聞いている側の悩みというのがあると思うのです。そのフォローというか、皆さんの話し合いというか、いやしというか、そういうのはどうしているのかなと思うことと、あと本当に委員長のおっしゃるとおり、きちとした人というのは、もちろん資質に欠ける人はいないと思うのです。ただ、そののところにやはり不安があったりいらいらしたりしたときにどう対応するか、そのときにもゆったりとしてお母さんに対しても、お子さんに対しても会話をしなければいけないので、そのケアが一番大事なのかなと思いますので、そういった意味でお互いおっしゃっていることで、どういうふうに違うのかきちとした人とはどういう人なのかなと思いましたが、今その議論をしていると時間も全然ありませんので、またそのところはとても大事なことになると思いますので、また機会がありましたらよろしくお願ひしたいと思ひました。私の意見です。

委員長 最後の委員のところは、例えばグループスーパービジョンとか、それから個人のスーパービジョンというのは、職員の人にとっても必要ではないかというご意見と伺っておきたいと思うので、今そういう体制がとられているかどうかというご質問にも切りかえて、比較的子ども会館、子どもの家への質問、ご意見等が集まりましたので、まとめてお答えをいただきます。

- 幹事 それでは、最初に 委員からの5点、順次お答えします。まず、勤務体制の見直しをしているということですが、どういうことかといいますと、指導員は非常勤嘱託員という身分でございます。平成14年2月に市全体の非常勤嘱託員の職の見直しという指針が示されました。この指針に基づいて非常勤嘱託員の勤務条件、報酬面、勤務日数等について見直すよという内容の指針ですが、その指針に沿った形で案を提案して、現在、再度内部で調整をとっているところです。
- 委員 ちっともわかりません。具体的な中身が出てこない。
- 幹事 指針の内容なのですけれども、今現在、月に18日勤務の職を指針においては12日勤務とするとか、報酬額を日額にするとか、あとはちょっと今、手元にその資料を持ってきてないのですが、要するに勤務条件等を統一といいますか、今の社会情勢に合った形に直していくという内容の指針が2月に示されまして、それに合うような形で見直しを行い、現在、専任指導員、職員課等と協議を行っているという状況です。
- 委員 それはここでもって主に論議することではないと思いますから、そんなには話はしませんが、ここの審議会の中で出てきた意見はもうご存じのことだろうと思うのです。やはり働いている方々の待遇は改善をしなければいけない。私も実は非常勤の職員をやっていたことがあるのです。大変ですよ、生活を維持するのが。月18日の勤務を12日にする、しかも日額の報酬にするといったら、これは不安定雇用になるではないですか。これでいい職員を雇用できるなんて言えないですよ。これは意見です。
- 幹事 そして、その指針につきましては、全庁的に進められているということでご理解願います。
- 委員 全庁的というのは何ですか。
- 幹事 ですから、市全体の指針ということです。
- 委員 ということは、ここで審議していた方向の中で、1つの方向が示されているわけですね。それが全庁的にそういった不安定雇用の方向を目指しているということですか。
- 委員長 こういうことですね、ほかにも嘱託の方がいらっちゃって、ほかの職場の方を含めて、市が雇用される嘱託職員の方すべてをカバーする指針だということです。ただ、ここでの意見というものありますので、むしろ職員の方々の待遇の改善は、こちらから違ったルートで提言をできると思いますし、あるいは、本当に非常勤でいいのかという議論も、もし審議会の中でご意見が出れば、それはそれで反映できますので、今は客観情報として伺っておきます。
- 幹事 それでは、引き続いて2点目以降なのですけれども、子ども会館利用者と子どもの家利用者の見分けというか、指導はどうかという問題で、子どもの家

利用者についても、子ども会館の利用者につきましても、指導員としては当然顔を見ればその子の名前がわかるというような状況でございまして、利用時間の差、それとお弁当、おやつ、そういうものがありますけれども、指導については先ほども 委員の方からもありましたが、地域の中で育てていくという観点がありますので、指導方法に差はありません。

次に、3点目の経験ある人をぜひ採用すべきだというお話ですが、確かに子どもを取り巻く状況、家庭状況もさまざまな中で、子どもの考え方や行動もかなり変わってきて、そういう子どもに対して指導していくには、やはり経験が非常に重要な部分だと思っています。

4点目の行事の費用についてはどうなのかというご質問ですが、こちらに配られた写真の中のものですけれども、それぞれ施設が独自にやる行事とか、それからまた子どもの家の父母会というのがございまして、父母会と共同で行う行事等がございまして。いずれにしても費用的にはなるべくかからないような方法で、各施設で共有しております備品類を貸し出しをしたり、費用のかからない中で工夫をしてやっています。また、子どもたちに配る景品類につきましては、指導員が手づくりのものを用意したり、寄附を受けたものを子どもたちに配るということで、お金のかからない形で実施しています。

それから、おやつをつくることを指導員の仕事にしているのかということですが、炊事をする場所は本当に狭いところですので、そこを利用してできるのか、また衛生上の問題等もあります。ですから、この辺をいろいろ検討しまして、どういう程度のおやつができるのか検討していきたいと思います。現在は、各父母会が用意したさまざまなおやつがありますが、そういうものを指導員が子どもたちに配っているというのが現状です。中には電子レンジ等を使って温めた焼き芋とか、おもちとか、そういうものも最近のおやつの中には含まれてきています。

それから、委員のご質問で、今後、併設館でいくのかというご質問ですが、従前から子ども会館、子どもの家、地域と一緒に育成をしていくという方針で、なるべく学校の近くに併設館を建てて、各小学校区に整備をしていくということを基本方針にやってきました。しかしながら、なかなか用地が見つからない、また財政状況が非常に厳しいということで、学校の余裕教室というわけではないのですけれども、空いている教室を利用させていただいています。これは緊急的、暫定的な措置として現在、稲村ガ崎小学校と関谷小学校に設けています。また、御成子どもの家につきましては、確かに子ども会館を併設していない施設ですが、用地があれば、基本姿勢としては併設館ですので、併設館を建てていきたいと考えています。

今、子ども会館、子どもの家で一番緊急的な問題は、留守家庭児童の放課後対

策で、まずは子どものない未設置学区の解消ということで、植木小学校区、関谷小学校区の施設を整備していき、その後、老朽化した施設等ですので、そちらの修繕を進めていきたいと考えています。

そして、指導員の悩みを聞く機会はあるのかというご質問ですが、毎月1回、各施設から指導員を集めて、青少年課からの事務連絡等を行った後に、指導員同士の情報交換の場という形で全体会を設けています。以上です。

委員 指導員さんの仕事の内容として、親の話を聞いたり、例えばこの7のところとか、暴力的なことがあったときに対処するとか、あるいは のような事例というのは、指導員さんの仕事として認識しているのか。それから、おやつづくりというのは指導員さんの仕事として認識されているのか。

幹事 事例の中にあるこういう仕事は、確かに子どもを見ていく中で当然……。

委員 一言で済むことです。仕事として認識しているのかどうかです。これ大事なことでしょう。

幹事 こういう仕事は1つの仕事だというふうに…。

委員 業務ですね。

幹事 業務というか……。

委員 業務と業務ではないかで違うでしょう。

幹事 具体的にこういうのも業務だということではなくて、仕事の中でこういうこともあると。

委員 それは業務ではないということでしょう。それをはっきりしてくださいよ。大事なことです、これは。極めて大事なことです。

事務局 確かに業務といえば業務なのです。

委員 はっきりしてください。そんないい加減な答え方ないですよ。ちゃんとしてくださいよ。業務といえば業務なんて。だって、給料の中に含まれているわけでしょう。それならそれで業務ですとはっきりしてください。どうなのですか。

幹事 業務だと思います。

委員 業務だと思いますではなくて、ちゃんとしてください、そんなのは。とんでもないですよ、そんなのは。

幹事 申しわけないですけども、そこまでの判断はちょっと私の側からではできません。

委員 あなた代理で来ているのでしょうか。責任持って言ってくださいよ。課でもってこういう資料が出るとわかっているのだから、業務であるか、業務でないかぐらいの判断はつくでしょう。業務でないとするならば、この指導員の方々はまさにボランティアで仕事をしているのですよ。そういうことでしょう。はっきりしてください。ちょっと頭に来ていますよ、私は。議事録に載せていただいで結構です。ちゃんとしてください、これは。

幹事 青少年課の管理をしています青少年課長にこの辺は判断をしていただくことで……。

委員 つまり認識してないということですよ。そうではないということですよ。そのように私には聞こえました。

委員 つまり、業務ではないので、サービスでこの人たちやっているのだろうと思うのですけれども、実は、相談事業が発展して虐待とか障害とか離婚の問題とかひとり親家庭の問題とか、保育園は、幼稚園も相当やっているんだと思いますが、こういうところに発表しないだけで、公立も民間の保育園も相当やっています。1つ問題が起きると、夜昼関係なしにやるわけですよ。ここの報告を読んで、ここまでやっているのかと頭が下がる思いなのですが、書かれていない部分に相当量の労力を費やしているのだろうと思うのです。それは今、委員が言ったように、みんなボランティアでやっていて、11に減らすと言ったけれども、相談に来る人は相手が違うとまた初めから説明しなくてはならないから、もういいということになってしまう。だから、いつ行っても、私はあの人に相談をして、あの人によってストレスも解消し、救われるのだから、どうしてもあの人に会いたいというので、日にちを選ばなくてはならないのだったら、これは何の意味もない。だから、こういう仕事というのは、役所が杓子定規でやったのでは仕事にならない。利用者のためにならない。だから、常勤にするとか、もう少し何かうまい方法を考えてあげるか、昔の学校の先生の発想ではないのかな。授業が終わってからクラブ活動を真っ暗になるまでやろうが、子どもがいなくなったからといって夜回りしようが、それは超過勤務でも何でも、知らないよと。何かそういうのが残っている気がする。そして安い費用しか出ません。だから、そこまでは要求してない。自分たちが勝手にやるのは知らないよというのでは、ちょっと冷たいのではないかな。私は冷たいと思う。

委員 本当に青少年課が答弁することが翻ってしまうのです。本当にこれでは鎌倉で子育てしたいなんて思いませんよ。とんでもないですよ。まず第1に、私は教員をしています。40人の学級の担任をしています。毎日行っています。欠勤できないのです、たとえ具体が悪くたって朝必ず行くのです。それからすべてのことを済ませて帰るのです。それくらいのことをしなければいけないのですよ。それで40人の子どもたち1人1人の状況がつかめるか、そんなことはありません。ほかのクラスにも全部自分が持っている、教室にいる子どもたちを含めて、その子たちの状況まで把握する。そんなことはできませんよ、人間ですから。40人の子どもたちの生活の状況すべてまで。ましてや、だれが来るかはっきりしない状況の中で、あなたが言っていたように、1人1人の状況は顔を見ればわかる、そんなばかげたことはありませんよ。どういう認識をされて

いるのかわかりません。

次、要するに費用についてはないということですよ。費用はないということですよ、業務ではないわけですから。見てくださいよ、ここにあるさまざまなもの。さまざまな紙を使ったり、いろいろなものを使っていますよね。いろいろな工夫をして太鼓を借りてきたりとか、これには相当のお金がかかっていますよ。私も高校でクラス担任をやって文化祭や何かをやるのです。年間幾ら払っていると思いますか。15万円払うのですよ。それくらい払うのは教員は当たり前ですよ、なぜか。教員は待遇がいいから、それくらいまで含めて給料が出ていますよ。私はそういうことを言えると思います。もちろん体もちませんけれども。しかも、あなた、12日間の非常勤職員で。信じられません。

それから、おやつについても同様、あなたはわけのわからない説明ですが、要するに、作り手がいないし、これは業務ではないということですよ。本当に鎌倉市が、こう言いましたよね、この前の統計資料でもって。保育園に来ていた子どもたちが100人単位でもって、200人でしたか、小学校に上がったところで子ども家から消えているのですよ。さっき　さんも言っていましたよ。幼稚園から上がって、さあゆとりができたから働こうかな。もっと多いのですよ、現実には。しかし何で減っているのですか。それに対する手厚い保護がないからではないですか。全児童というならば、全児童に対してそういう手厚い保護ができるような支援体制をちゃんと組むべきではないのですか。これではたった12日で日額の報酬でもって働けなんて、そんな無茶な話はないですよ。こんな待遇が悪くなる中で、いくらボランティアでもやる気がなくなってきました。やる気がなくなるということは決定的な問題なのです。賃金の問題ではないですよ。やる気をなくすということは決定的な問題です。一銭もいただかなくてもやることは人間というのはやるものです。なぜか。子どもが目前にいるからです。しかしこんな待遇で、こんな処置をされている中でやる気が起こる方が異常ですよ。以上にします。

幹事 行事の費用ということですが、費用については市の消耗品なりそういうもので賄っています。

委員 幾らです。全市で幾らですか。

幹事 年間、ちょっと数字は持ってきてないのですけれども、消耗品の予算をとっています。

委員 持ってくるのが当たり前でしょう。幾らですか。こういう資料が出ているのだから、そんな質問されるのは当たり前でしょう。用意しなさいよ。だから課長がちゃんと出てこいと言っているのだよ。幾らなんですか、概要言えるでしょう。何万とか、何十万とか。

幹事 金額的には7万円から8万円くらいだと思います。

委員 たったそれだけですか。

委員長 念のために、それは1館当たりではなくて全館通じてですか。

幹事 1館当たりです。

委員長 1館当たり。

委員 たったそれだけですか。

委員 どうも見ていると、あるいはこの話を聞いていると、親の方が保育園で経験してきたサービス内容が、小学校に上がったときに市がどのくらいそれを考えているかということに物すごく大きなギャップがあって、市はなぜ怒られているのか分かっていないのではないかと。前から考えられていたことだし、認識にギャップがあると思われます。そのギャップの指摘は重要であって、そのギャップを指摘するのが審議会と考えられます。

子どもの家、子ども会館の指導員の人は児童に係わるいろいろなことを手当てしてもらうためにやっているという意識が市にないので、審議会として子どもの家、子ども会館にこういうことをやって欲しいということを含めて、報告書の中で賃金等の勤務体系等も含めて盛り込んでいきたい。報告書の全体の中でとらえていきたいと考えます。

委員長 委員の意見は重要だと考えるので、それなりの応援をしていきたいと思えます。客観的な資料を出していただきながら、子どもの家、子ども会館がより充実していく方向で、意見が分かれるかもしれないが、ここが不十分だとか、こういった対応をお願いしたいということをご指摘されたニーズも含めて答申に盛り込んでいきたい。

次回の作業予定に入る前に今日の議論で発言はありますか。次回までのこのような資料がほしいとかがありましたらどうぞ。

委員 ずっと疑問に思っていたのですが、ここで議論すべきではないが、子育ての支援にあたって財源がない。どれもこれもお金のかかることばかり。財源がない。財政の問題。税収が減っている。税制のあり方を改善すべきではないか、税制のあり方を改善していかないとできるはずがないということも考えていきたい。ここで議論すべきことではないが。

委員長 意見としてうかがっておきます。

委員 子どもの家、子ども会館の仕事は本来、学校がやることであり、学校がやらなければいけないと考えるが、学校が機能していない。利用する子ども達のことを考え、また、ボランティアでやっている人たちの仕事をどう評価するかは大きな問題だと考えています。

委員長 私も 委員の考えと同じで、地域が大きな課題としてとらえられて、調査では子どもと学校と家庭の問題の中で新しい地域づくりが始まっているといわれています。全国的に子どもの家、子ども会館は地域づくりに重要であり、地域を支え

ていると考えています。

それでは次回は、26日の10時から作業を予定していますが、作業部会という形で、傍聴の方をお招きしないで委員と事務局で進めていきたいのですが、いかがでしょうか。

委員 この審議会は最初から公開をしてきたが、これまで特に問題がなかったわけで、作業の場を公開しても全く問題はないと考えます。

委員 先ほども 委員と口論となってしまったが、当日はもっともっと激論する場面になると思いますので、傍聴者がいるといいにくい。

委員長 ほかにご意見は。

委員 当日出席できないので、事前に内容を知らせてほしい。

委員 作業の場所はどこですか。

委員長 事務局から市役所2階の委員会室を予定していると聞いています。

委員 会場の広さもあると思いますが、出たり入ったりする中で作業するのはどうかと思いますし、狭い部屋でギュ - ギュ - でやられても物理的にどうかということもあります。

委員 当日はどのような仕事をするかということ、顔を突き合わせて文章を作るだけの仕事で、長丁場でもあるため、特に秘密にすることはありませんが非公開でいいと思います。ある段階以降30分ぐらいを審議会として、そこで出された意見等を報告する形はどうですか。

委員長 作業が終わったところで審議会とし、内容を確認して報告するという方法はどうですか。

委員 答申書をどういう性格にするか、また、ダイジェスト版もつくる必要があるかという問題も議論すべきかどうか。

委員 都合で出席できないが、メールで内容のやり取りをお願いします。

委員 私もメールで内容を送ってほしい。

委員長 現実的な方法ということで、一応16時から17時までは移動をして、広い部屋を取っていただいて、公開にした中で作業の経過報告と確認をするということで行ないたいと思います。

次々回ですが、8月12日に市長に答申を渡すということ予定を伝えていただきます。では、次回26日は10時から16時までに終わらせる予定で9時30分に集合ということをお願いします。

それでは、1時間延長しましたがけれども、今日は閉じたいと思います。

どうもありがとうございました。